

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です

お示ししている金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください

（裏面の解説もご覧ください）

[illegible]

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)及び農林共済組合の統合日以前の保険料納付額は、ハイフン(―)で表示されます。

標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や保険給付の額を決定するときに計算の基とするための被保険者の報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額にあてはめたものです。

1 標準報酬月額の区分と決める時期

健康保険・厚生年金保険では、被保険者お一人おひとりの報酬（月額）を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」（注1）をもとに、毎月の保険料などを計算します。

この標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直され、さらに、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。（注2）

2 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

3 保険料の計算方法と納付

毎月の保険料は、各被保険者の標準報酬月額に、その当時の保険料率（注1）を乗じて計算され、事業主と被保険者が折半でこれを負担します。

このように計算された厚生年金保険料額のうち、被保険者が負担する分は、一般的には事業主が被保険者の給料などから控除して、事業主がまとめて保険者（社会保険庁）に納付します。

4 標準賞与額について

平成15年4月より、賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることになっており、保険料額は標準賞与額（各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てたもの）に基づいて決定します。なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われていたとしても、限度額（150万円）として決定しています。

注1）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → 62万円、下限を下回る場合 → 9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）でご覧いただけます。

注2）標準報酬月額は、事業主からの届出に基づき社会保険事務所で決定します。

◆ このたびご案内した「標準報酬月額」は、あなた様が厚生年金の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、社会保険庁が管理している記録です。

◆ この「標準報酬月額」をご覧いただき、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、「年金加入記録回答票」に相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。